

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2019 年 6 月 24 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者 日本特殊塗料株式会社 愛知工場 住 所 愛知県 知立市 山町東並木北1 2 氏 名 工場長 柿原 大樹 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 0566-81-8113	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	日本特殊塗料株式会社 愛知工場
事業場の所在 地	愛知県知立市山町東並木北1 2
計画期 間	平成31年4月1日 ～ 令和2年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種 類	大分類：製造業 中分類：プラスチック製品製造業
2 事業の規 模	前年度の製造品出荷額 5 3 億 7 7 百万円
3 従業員 数	237 名 （正社員 85 名、期間雇用 49 名、派遣社員 103 名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	吸遮音材の製造工場 → 廃プラスチック類 → 委託処理 (中間処理 押出成形)

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度 (2018 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	排出 量	1,216 t	182 t
	(これまでに実施した取組) 新規部品の立上にて、昨年より産廃量が増加してしまった。 リサイクル活動として、廃プラスチック端材の再生に取り組み 2018 年 12 月より新規再生機を導入、社内原料へのリサイクル活動 を推進している、産業廃棄物の低減に取り組んでいる。 再生機の導入時期が計画より遅れた為に 1,000t/年間超となった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	排出 量	800 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 全て廃プラスチックを自社内で再生する事は出来ないが、分別を行 い 上記の設備導入に伴い、2019 年 1 月以降は廃プラ産廃が減少して いる 2019 年度は、産業廃棄物 1,000t 以下/年間を必達目標で活動 を継続中です。 汚泥・廃油 (廃塗料) は、リサイクルが出来ない、昨年は、塗料材 料の切替が有り在庫分を廃棄した為、増加となってしまった。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類の再生可能と廃棄分を分別することを継続。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類の製品歩留まり率向上で廃プラスチックの 廃棄量低減を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2018 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	200 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	新規導入の再生機（廃プラスチック）を設置し再利用を行った。 導入時期 2018 年 12 月以降より実施済み。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	600 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	上記設備導入により、 2019 年度はリサイクル量の増加		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2018 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	無し		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組)		
		無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2018 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 無し		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2018 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	全処理委託 量	1, 216 t	182 t
	優良認定処理業者への	0 t	0 t

			処理委託 量		
			再生利用者への 処理委託 量	1, 216 t	182 t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	0 t
			認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託 量	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) 社内リサイクル活動による産業廃棄物の発生量削減。			

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥 + 廃油
	全処理委託 量	800 t	100 t
	優良認定処理業者への処 理委託 量	0 t	0 t
	再生利用者への 処理委託 量	800 t	100 t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	社内リサイクル活動による産業廃棄物の発生量削減を継続。 製品端材の歩留まり向上による産業廃棄物の発生量削減。		

※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

